

標茶町教育大綱



令和元年11月

標茶町

目 次

○大綱策定の趣旨	1
○大綱の基本的な考え方	1
○大綱の期間	1
○大綱の取組方針	
1 学校教育の充実	2～4
2 社会教育の充実	4～6

○大綱策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

○大綱の基本的な考え方

この大綱は、本町教育の基本理念や教育目標などの方向性を示すものであるとともに、教育行政を総合的に推進していく「土台」となるものであり、「標茶町第4期総合計画」を踏まえ定めてあります。

本町の教育行政の推進にあたっては、「標茶町教育行政方針」に基づき施策を展開します。

○大綱の期間

期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。計画の見直しは、社会経済情勢の変化や「標茶町第4期総合計画」の改訂に合わせ、必要に応じて行います。

○大綱の取組方針

学校教育の充実

新学習指導要領においては、一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう求められています。

「社会に開かれた教育課程」の実現のもと、教職員のみならず、保護者や地域とも目的及び目標を共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化し、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進します。

1 信頼に応える魅力ある学校づくりの推進

- (1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善に取り組みます。
- (2) 社会に開かれた教育課程の実現を図るため、全ての学校にコミュニティ・スクールの導入に向け取り組みます。
- (3) 教員の質の向上に努めます。

2 確かな学力の育成

- (1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成に努めるとともに、ふるさと教育の推進として、小学生の「釧路川力又一体験」を実施します。
- (2) 個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。
- (3) 生活習慣を確立するため、「早ね、早おき、朝ごはん運動」を推進します。
- (4) 今日的な教育課題への対応を図るため、学校における働き方改革「標茶町働き方改革行動計画」を推進します。

3 豊かな心の育成

- (1) 道徳教育の充実に努めます。
- (2) いじめや不登校への対応として、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」開催します。
また、スクールカウンセラーの積極的な活用を図ります。

(3) 読書活動の充実に努めます。

4 子どもの健康な体の育成と安全

- (1) 子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立を図ります。
- (2) 健康指導・健康管理の充実に努めます。
- (3) 安全指導・防災教育の充実に努めます。特に、登下校時における安全確保では、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- (4) 安心・安全に配慮した学校給食の提供と食に関する指導の充実に努めるとともに、「標茶高校と連携した食育推進事業」を推進します。

5 特別支援教育の充実

- (1) 教員の専門性の向上を図る研修の充実に努めます。
- (2) 特別支援学校及び北海道教育大学釧路校との連携を図った校内活動の充実に努めます。
- (3) 個別の指導計画や支援計画の作成と活用を促進を図ります。
- (4) 特別支援教育支援員の配置による支援の充実に努めます。

6 幼稚園教育の充実

- (1) 小学校との円滑な接続のため、小学生との交流を一層推進します。
- (2) 保育園との連携を深め、合築施設の長所を活かした運営に努めます。
- (3) 子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実に努めるため、幼稚園入園料・保育料の無料化を実施します。

7 教育環境の整備

- (1) 教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場に立った学級、学校編成を進め、よりよい教育環境づくりに努めます。
- (2) 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、維持補修及び衛生管理、教材・器具等の適切な整備に努めます。
- (3) スクールバスの安全運行に努めるとともに、計画的な車両更新を図ります。

- (4) 児童生徒の教育用パソコンの更新を図るとともに、教職員の校務用パソコンを配置します。
- (5) 標茶中学校（校舎・講堂）防音改築事業を進めます。
- (6) 標茶中央学校給食共同調理場改築事業を進めます。
- (7) 保護者の経済的負担を軽減するため、学校の教材費等を公費負担とする「学習教材費サポート事業」を進めます。

8 高等教育の確保

- (1) 総合学科の特性を活かせるよう、間口維持と生徒確保の支援として、令和2年度からJRやバスなどで通学する生徒の通学費を1/2助成します。
- (2) 教育振興会を通じ、地域と一体となった実践教育の支援に努めます。

社会教育の充実

標茶町社会教育第8次中期計画に基づき、社会教育委員をはじめとする各種委員会等の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、住民一人ひとりが自発的・自主的に行う学習活動の成果を活用し、「人づくり」「地域づくり」を進めていくとともに、高等教育機関の機能を積極的に活用しながら、社会教育を推進します。

1 家庭教育への支援

- (1) 子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めます。

2 青少年教育の充実

- (1) 子どもたちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みを推進します。
- (2) 青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体と連携し、青少年の良好な環境づくりに努めます。
- (3) 標茶高校との連携による「しべちゃアドベンチャースクール」の充実に努めます。

- (4) 「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進します。
- (5) 成人式前夜祭実行委員会の支援に努めます。

3 成人教育の充実

- (1) 公民館等を中心とした趣味の講座、健康づくり教室、レクレーション等学習支援の充実に努めます。
- (2) 女性団体の主体的な活動の支援に努めます。

4 高齢者教育の充実

- (1) 「たんちょう大学」等の学習機会の充実に努めます。
- (2) 高齢者の社会参加の機会が確保されるよう支援に努めます。

5 文化の振興

- (1) 社会教育認定団体の自主的な文化活動等の支援に努めます。
- (2) 総合文化祭、文化講演会等に対する支援を継続します。
- (3) 文化バス事業による優れた芸術鑑賞の機会提供に努めます。

6 文化財の保護と活用

- (1) 埋蔵文化財、町指定文化財の適切な保存と活用に努めます。
- (2) 北海道集治監釧路分監本館の積極的な活用に努めます。

7 スポーツの振興

- (1) 子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ大会・教室の充実に努めます。
- (2) スポーツ推進委員、健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めます。
- (3) 障がい者スポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めます。
- (4) 全道・全国規模の大会出場に対するスポーツ振興助成金の支援を通してスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めます。

8 図書館の活動

- (1) 公共図書館や大学・学術機関と連携し、迅速な資料提供に努めます。
- (2) 移動図書館車、各地域文庫等の充実に努め、図書利用の促進を図ります。
- (3) 生後7ヶ月の乳児全てを対象に絵本を贈る「ブックスタート事業」に取り組みます。

9 博物館の活動

- (1) 「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めます。
- (2) 外国人観覧者向けの対応として展示解説パネルの多言語化や博物館ボランティアガイドの人材育成に取り組みます。

10 社会教育施設の整備

- (1) 公共施設総合管理計画に基づく施設の長寿命化による維持管理に努めます。
- (2) 農業者トレーニングセンター及び虹別酪農センターの一部改修工事を進めます。
- (3) 施設の有効活用を図るため、管理・運営等のあり方について、評価・検証に取り組みます。

体 系 図

